ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

なお、上記ウについては、全ての下請け契約の支払いが完了するまでの間、調査を継続して実施する。

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、指示を行った日から１年間にわたり、中国四国農政局管内で発注する別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％マイナスする。

イ　公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点マイナスする。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、本工事の完成検査に合格し完了するまでの間、中国四国農政局管内で発注する他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合には、その時点で、同様の措置を改めて講ずる。

④　本工事の工事成績評定点が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑤　低入札価格調査の対象工事となった場合、調査に要した日数は契約工期から減ずるものとし、契約締結時に契約工期を変更する。ただし、調査の対象とならなかった者が落札決定した場合は、契約締結の前に契約工期等について協議できるものとする。

⑳　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

㉑　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

㉒　提出された申請書及び資料は、返却しない。

㉓　出来高部分払について　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

㉔　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsurou Katsuyama, Director General of Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction works of the Otsuse subsection in the nambu main pipe by Yoshinogawa-karyuuiki, agricultural land disaster prevention project

(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M., 30 July, 2009

(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M., 17 September, 2009, in case of submission by documents : 1 : 30 P.M., 18 September, 2009, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 17 September, 2009

(6)　Contact point for tender documentation : Takeo Moriyama, Design division, Rural Infrastructure Department, Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office, 1―4―1 Shimoishii kita-ku Okayama city Okayama prefecture 700―8532 Japan. TEL 086―224―4511 ex. 2625

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年6月29日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第３号

1　工事概要等

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　東北大学（片平）エクステンション教育研究棟新営工事

(3)　工事場所　宮城県仙台市青葉区片平二丁目１番１号　東北大学片平団地構内

(4)　工事概要　本工事は、エクステンション教育研究棟（鉄筋コンクリート造、６階建　延べ面積6,850㎡）を新築するものである。

なお、関連する電気設備、機械設備、エレベータ設備工事については、別途発注する予定である。

(5)　工期　平成22年６月30日（水）まで。

(6)　使用する主な資材等

コンクリート約6,600㎥、鉄骨約60ｔ、鉄筋約1,100ｔ、板ガラス約1,550㎡

(7)　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。

(8)　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(9)　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。

2　競争参加資格

(1)　国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

(3)　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

(4)　元請として、平成11年度以降に完成した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上４階建以上かつ延べ面積5,000㎡以上の校舎又は研究施設の新営工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積2,500㎡以上の校舎又は研究施設の新営工事

(5)　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

(6)　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

(7)　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

(8)　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

(9)　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

(10)　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者。